

大田区鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱改定の概要

1 概要

東京都は鉄道駅の更なるバリアフリー化に向けて、令和元年9月「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を策定し公表した。それに伴いホームドア及び鉄道駅エレベーター等の整備について補助制度を改正したため、大田区も東京都の補助内容に合わせて下表のとおり補助制度の改正を行った。

2 大田区鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱の改正点

○補助上限額の引き上げ・変更（太字下線部分が今回の改正内容）

		以前のスキーム	改正後（令和2年4月1日～） 改正スキーム
エレベーター	補助金の上限額	1 駅 3,500 万円（都区合わせて7,000 万円） ※3 基以上整備する場合は 1 駅 5,000 万円（都区合わせて1 億円）	<u>1 基 標準基準未満（17 人乗り未満）</u> <u>2,000 万円（都区合わせて4,000 万円）</u> <u>1 基 標準基準以上（17 人乗り以上）</u> <u>3,000 万円（都区合わせて6,000 万円）</u>
	補助率	6 分の 1（都区合わせて3 分の 1）	6 分の 1（都区合わせて3 分の 1）
	備考	補助対象となる駅 ・ 1 ルート目の整備	<u>「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の標準基準（17 人程度乗り）により補助上限額を設定</u> 補助対象となる駅 ・ <u>1 ルート目の整備（※1）</u> ・ <u>複数・乗換ルート</u> の整備（※2）
ホームドア	補助金の上限額	1 列 3,000 万円（都区合わせて6,000 万円）	<u>1 列 4,000 万円（都区合わせて8,000 万円）</u>
	補助率	6 分の 1（都区合わせて3 分の 1）	6 分の 1（都区合わせて3 分の 1）
	備考	補助対象となる駅 ・ 一日当たりの乗降者数が10 万人以上の駅	補助対象となる駅 ・ <u>一日当たりの乗降者数が10 万人以上の駅（※1）</u> ・ <u>一日当たりの乗降者数が10 万人未満の駅（※2）</u>

○補助金等の交付申請を行う条件を設定

ホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業の補助対象の条件を下記の通り設定した。
令和元年9月に東京都が公表した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に示した継続する取組に該当する駅（表中の※1）。
もしくは、優先整備の考え方に示した新たな取組のうち、整備計画に記載され、東京都が認定した駅（表中の※2）。

新（案）	現行
<p data-bbox="271 181 965 209">大田区鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="479 229 1099 256">平成 28 年 4 月 1 日 27 ま計発第 12226 号区長決定</p> <p data-bbox="427 277 1099 304">平成 29 年 4 月 1 日改正 29 ま計発第 12424 号区長決定</p> <p data-bbox="427 325 1099 352">平成 31 年 4 月 1 日改正 30 ま計発第 11833 号区長決定</p> <p data-bbox="443 373 1099 400"><u>令和 2 年 4 月 1 日改正 31 ま計発第 12357 号区長決定</u></p> <p data-bbox="181 421 255 448">（目的）</p> <p data-bbox="136 469 577 496">第 1 条から第 3 条まで（現行の通り）</p> <p data-bbox="181 517 360 544">（補助対象事業）</p> <p data-bbox="136 564 1099 767">第 4 条 区の補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区内の鉄道駅におけるホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業及び鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業のうち、東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金の当該年度の予算措置がなされた事業であり、次に掲げる要件を満たす事業とする。</p> <p data-bbox="181 788 954 815">（1）原則として、一般利用者との共用設備として設置すること。</p> <p data-bbox="181 836 763 863">（2）鉄道の運行中は、いつでも利用できること。</p> <p data-bbox="181 884 786 911">（3）鉄軌道事業者が設置・管理の主体となること。</p> <p data-bbox="181 932 1099 1134"><u>（4）第 7 条の規定による申請をする時点において、令和元年 9 月に東京都が公表した「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」に示した継続する取組に該当する駅とする。もしくは、優先整備の考え方</u><u>に示した新たな取組のうち、優先整備の考え方に基づく整備計画に記載され、東京都が認定した駅とする。</u></p> <p data-bbox="181 1155 360 1182">（補助対象経費）</p> <p data-bbox="136 1203 618 1230">第 5 条から第 34 条まで（現行のとおり）</p> <p data-bbox="215 1251 300 1278">付 則</p> <p data-bbox="165 1299 719 1326">この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="215 1347 300 1374">付 則</p> <p data-bbox="165 1394 719 1422">この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="192 1442 277 1469"><u>付 則</u></p>	<p data-bbox="1263 181 1957 209">大田区鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1471 229 2092 256">平成 28 年 4 月 1 日 27 ま計発第 12226 号区長決定</p> <p data-bbox="1420 277 2092 304">平成 29 年 4 月 1 日改正 29 ま計発第 12424 号区長決定</p> <p data-bbox="1420 325 2092 352">平成 31 年 4 月 1 日改正 30 ま計発第 11833 号区長決定</p> <p data-bbox="1169 421 1243 448">（目的）</p> <p data-bbox="1124 469 1453 496">第 1 条から第 3 条まで（略）</p> <p data-bbox="1169 517 1348 544">（補助対象事業）</p> <p data-bbox="1124 564 2092 767">第 4 条 区の補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区内の鉄道駅におけるホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業及び鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業のうち、東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金の当該年度の予算措置がなされた事業であり、次に掲げる要件を満たす事業とする。</p> <p data-bbox="1169 788 1942 815">（1）原則として、一般利用者との共用設備として設置すること。</p> <p data-bbox="1169 836 1751 863">（2）鉄道の運行中は、いつでも利用できること。</p> <p data-bbox="1169 884 1774 911">（3）鉄軌道事業者が設置・管理の主体となること。</p> <p data-bbox="1124 932 2092 991"><u>2 前項の規定にかかわらず、同一駅について再度の補助を行わないものとする。ただし、区長が総合的に判断し必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1124 1107 1326 1134">（補助対象経費）</p> <p data-bbox="1124 1155 1476 1182">第 5 条から第 34 条まで（略）</p> <p data-bbox="1202 1203 1288 1230">付 則</p> <p data-bbox="1153 1251 1706 1278">この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p data-bbox="1202 1299 1288 1326">付 則</p> <p data-bbox="1153 1347 1706 1374">この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の額	補助対象経費の上限額
既存の鉄軌道駅におけるホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備に関する事業のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費（車両改造及び定位置停止装置の費用を含まないものとする。）	補助事業経費から補助対象事業に係る鉄軌道事業者が負担する額（鉄軌道事業者が負担する額は、前号により算出した補助事業経費の3分の1以上とする。以下「鉄軌道事業者負担額」という。）を控除した額。ただし、鉄軌道事業者が、国土交通省の補助金交付を受ける場合の補助対象経費の額は、第1号により算出した補助事業経費から国土交通省からの補助金額と鉄軌道事業者負担額とを控除した額	ホームドア1列につき、 <u>80,000千円</u> 。 <u>ただし、令和元年度以前に当初の交付決定を受けており、事業全体が継続している案件は、ホームドア1列につき</u> <u>60,000千円</u>

備考 補助対象経費のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分は含まない。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の額	補助対象経費の上限額
既存の鉄軌道駅におけるホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備に関する事業のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費（車両改造及び定位置停止装置の費用を含まないものとする。）	補助事業経費から補助対象事業に係る鉄軌道事業者が負担する額（鉄軌道事業者が負担する額は、前号により算出した補助事業経費の3分の1以上とする。以下「鉄軌道事業者負担額」という。）を控除した額。ただし、鉄軌道事業者が、国土交通省の補助金交付を受ける場合の補助対象経費の額は、第1号により算出した補助事業経費から国土交通省からの補助金額と鉄軌道事業者負担額とを控除した額	ホームドア1列につき、60,000千円

備考 補助対象経費のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分は含まない。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の額	補助対象事業費の上限額
既存の鉄軌道駅における垂直移動装置、障害者用誘導ブロック、スロープ及び手すりの整備に関する事業のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費	補助事業経費から補助対象事業に係る鉄軌道事業者負担額を控除した額。ただし、鉄軌道事業者が、国土交通省の補助金の交付を受ける場合は、補助事業経費から国土交通省からの補助金額と鉄軌道事業者負担額とを控除した額	<u>エレベーターのかごの有効寸法が「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」で示す標準基準（17人乗り）について、標準基準未満の場合は1基につき40,000千円、標準基準以上の場合は1基につき、60,000千円。ただし、令和元年度以前に当初の交付決定を受けており、事業全体が継続している案件は、1鉄軌道駅につき、70,000千円（1軌道駅に3基以上整備する場合は、100,000千円）</u>

備考 補助対象経費のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分は含まない。

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の額	補助対象事業費の上限額
既存の鉄軌道駅における垂直移動装置、障害者用誘導ブロック、スロープ及び手すりの整備に関する事業のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費	補助事業経費から補助対象事業に係る鉄軌道事業者負担額を控除した額。ただし、鉄軌道事業者が、国土交通省の補助金の交付を受ける場合は、補助事業経費から国土交通省からの補助金額と鉄軌道事業者負担額とを控除した額	1鉄軌道駅につき、70,000千円。ただし、1軌道駅に3基以上整備する場合は、100,000千円

備考 補助対象経費のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分は含まない。

別表第3（第5条関係）から別記第1号様式（第7条関係）（現行のとおり）

別表第3（第5条関係）から別記第1号様式（第7条関係）（略）

別紙1 (第1号様式関連)

ホームドア等整備促進事業計画書

駅名

事業者名
主管課
電話番号 内線 担当

(単位:円)

総事業費	補助対象経費	鉄軌道事業者負担額	国庫補助金	その他収入(寄付金等)	差引額	適定額 (Fと補助上限※ と比べて少ない方の額)	(参考) 都補助金相当額
A	B	C (Bの1/3以上)	D	E	F (B-C-D-E)	G 千円未満端数切捨	H (G×1/2) 千円未満端数切捨

※補助金の上限額は、ホームドア1列につき80,000千円。
※ただし、令和元年度以前に当初の交付を決定を受けており、事業全体が継続している案件は、ホームドア1列につき、60,000千円を限度額とする。
・事業内容を確認し、B-1の項目については、ホームドア等整備促進事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費Bは、要綱に規定するホームドア等整備促進事業のうち設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費（車両改造及び定位置停止装置の費用を含まない。）です。

1 (B×1/3) 千円未満端数切捨	補助金申請額 (HとGを比較し 少ない方)

別紙2 (第1号様式関連)

鉄道駅エレベーター等整備事業計画書

駅名

事業者名
主管課
電話番号 内線 担当

(単位:円)

総事業費	補助対象経費	鉄軌道事業者負担額	国庫補助金	その他収入(寄付金等)	差引額	適定額 (Fと補助上限※ と比べて少ない方の額)	(参考) 都補助金相当額
A	B	C (Bの1/3以上)	D	E	F (B-C-D-E)	G 千円未満端数切捨	H (G×1/2) 千円未満端数切捨

※Tokyo2020アクセシビリティガイドラインで示す標準基準未満の場合は、1基につき、40,000千円、標準基準以上の場合は、1基につき、60,000千円。
※ただし、令和元年度以前に当初の交付決定を受けており、事業全体が継続している案件は1駅軌道駅につき、70,000千円を限度とし、1駅軌道駅に3基以上整備する場合は100,000千円を限度とする。
・区の鉄道駅エレベーター等整備事業と国庫補助事業の補助対象は異なります。事業内容を確認し、B-1の項目については、鉄道駅エレベーター等整備事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費Bは、要綱に規定する鉄道駅エレベーター等整備事業のうち設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け

1 (B×1/3) 千円未満端数切捨	補助金申請額 (HとGを比較し 少ない方)

別紙1 (第1号様式関連)

ホームドア等整備促進事業計画書

駅名

事業者名
主管課
電話番号 内線 担当

(単位:円)

総事業費	補助対象経費	鉄軌道事業者負担額	国庫補助金	その他収入(寄付金等)	差引額	適定額 (Fと補助上限※ と比べて少ない方の額)	(参考) 都補助金相当額
A	B	C (Bの1/3以上)	D	E	F (B-C-D-E)	G 千円未満端数切捨	H (G×1/2) 千円未満端数切捨

※補助金の上限額は、ホームドア1列につき60,000千円。
・事業内容を確認し、B-1の項目については、ホームドア等整備促進事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費Bは、要綱に規定するホームドア等整備促進事業のうち設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費（車両改造及び定位置停止装置の費用を含まない。）です。

1 (B×1/3) 千円未満端数切捨	補助金申請額 (HとGを比較し 少ない方)

別紙2 (第1号様式関連)

鉄道駅エレベーター等整備事業計画書

駅名

事業者名
主管課
電話番号 内線 担当

(単位:円)

総事業費	補助対象経費	鉄軌道事業者負担額	国庫補助金	その他収入(寄付金等)	差引額	適定額 (Fと補助上限※ と比べて少ない方の額)	(参考) 都補助金相当額
A	B	C (Bの1/3以上)	D	E	F (B-C-D-E)	G 千円未満端数切捨	H (G×1/2) 千円未満端数切捨

※補助金の上限額は、1駅軌道駅につき70,000千円。ただし、1駅軌道駅に3基以上整備する場合は100,000千円
・区は鉄道駅エレベーター等整備事業と国庫補助事業の補助対象は異なります。事業内容を確認し、B-1の項目については、鉄道駅エレベーター等整備促進事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費Bは、要綱に規定する鉄道駅エレベーター等整備事業のうち設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費（機械本体の設置に直接必要な工事）です。

1 (B×1/3) 千円未満端数切捨	補助金申請額 (HとGを比較し 少ない方)

別紙3（第1号様式関連）から第7号様式（第18条関係）（現行のとおり）

別紙3（第1号様式関連）から第7号様式（第18条関係）（略）

別紙1 (第7号様式関連)

ホームドア等整備促進事業実績書

駅名 事業者名 主管課 電話番号 内線 担当 (単位:円)

Table with 8 columns: 総事業費, 補助対象経費, 鉄軌道事業者負担額, 国庫補助金, その他収入(寄付金等), 差引額, 定額(Fと補助上限と比べて少ない方の額), (参考) 補助金相当額. Rows A, B, C, D, E, F, G, H.

※補助金の上限額は、ホームドア1列につき60,000千円。
※ただし、令和元年度以前に当初の交付決定を受けており、事業全体が継続している案件は、ホームドア1列につき、60,000千円を限度とする。
・事業内容を確認し、B-1の項目については、ホームドア等整備促進事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費(B)は、要綱に規定するホームドア等整備促進事業のうちの設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費(車両改造及び定位置停止装置の費用を含まない。)です。

補助金申請額 (HとGを比較し少ない方)
1 (B x 1/3)
千円未満端数切捨

別紙2 (第7号様式関連)

鉄道駅エレベーター等整備事業実績書

駅名 事業者名 主管課 電話番号 内線 担当 (単位:円)

Table with 8 columns: 総事業費, 補助対象経費, 鉄軌道事業者負担額, 国庫補助金, その他収入(寄付金等), 差引額, 定額(Fと補助上限と比べて少ない方の額), (参考) 補助金相当額. Rows A, B, C, D, E, F, G, H.

※Tokyo2020アクセシビリティガイドラインで示す標準基準未満の場合は、1基につき、40,000千円、標準基準以上の場合は、1基につき、60,000千円。
※ただし、令和元年度以前に当初の交付決定を受けており、事業全体が継続している案件は1鉄軌道駅につき、70,000千円を限度とし、1鉄軌道駅に3基以上整備する場合は100,000千円を限度とする。
・区の鉄道駅エレベーター等整備事業と国補助事業の補助対象は異なります。事業内容を確認し、B-1の項目については、鉄道駅エレベーター等整備事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費(B)は、要綱に規定する鉄道駅エレベーター等整備事業のうちの設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費(機械本体の設置に直接必要な工事)です。

補助金申請額 (HとGを比較し少ない方)
1 (B x 1/3)
千円未満端数切捨

別紙1 (第7号様式関連)

ホームドア等整備促進事業実績書

駅名 事業者名 主管課 電話番号 内線 担当 (単位:円)

Table with 8 columns: 総事業費, 補助対象経費, 鉄軌道事業者負担額, 国庫補助金, その他収入(寄付金等), 差引額, 定額(Fと補助上限と比べて少ない方の額), (参考) 補助金相当額. Rows A, B, C, D, E, F, G, H.

※補助金の上限額は、ホームドア1列につき60,000千円。
・事業内容を確認し、B-1の項目については、ホームドア等整備促進事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費(B)は、要綱に規定するホームドア等整備促進事業のうちの設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費(車両改造及び定位置停止装置の費用を含まない。)です。

補助金申請額 (HとGを比較し少ない方)
1 (B x 1/3)
千円未満端数切捨

別紙2 (第7号様式関連)

鉄道駅エレベーター等整備事業実績書

駅名 事業者名 主管課 電話番号 内線 担当 (単位:円)

Table with 8 columns: 総事業費, 補助対象経費, 鉄軌道事業者負担額, 国庫補助金, その他収入(寄付金等), 差引額, 定額(Fと補助上限と比べて少ない方の額), (参考) 補助金相当額. Rows A, B, C, D, E, F, G, H.

※補助金の上限額は、1鉄軌道駅につき70,000千円。ただし、1鉄軌道駅に3基以上整備する場合は100,000千円。
・区の鉄道駅エレベーター等整備事業と国補助事業の補助対象は異なります。事業内容を確認し、B-1の項目については、鉄道駅エレベーター等整備事業補助対象の額を記載してください。
・補助対象経費(B)は、要綱に規定する鉄道駅エレベーター等整備事業のうちの設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費(機械本体の設置に直接必要な工事)です。

補助金申請額 (HとGを比較し少ない方)
1 (B x 1/3)
千円未満端数切捨

別紙3（第7号様式関連）から第10号様式（第25条関連）（現行のとおり）

別紙3（第7号様式関連）から第10号様式（第25条関連）（略）